

2018年2月28日

Japan tax alert

EY税理士法人

米国IRSがユニラテラル 及びバイラテラル(相互 協議を伴う)の事前確認に 係る手数料引上げを発表

EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

エグゼクティブ・サマリー

米国内国歳入庁(IRS)は、事前確認(Advance Pricing Agreements: APA)の手数料を二段階(2018年6月30日と2018年12月31日)で引き上げる予定だと発表しました。

詳細解説

事前確認とは、納税者が、合意した移転価格算定方法に基づいて対象年度の確定申告を行う場合、対象取引について米国内国歳入法482条に基づく移転価格の調整を要求しないことにIRSが同意するというIRSと納税者の間の合意です。事前確認プロセスは、移転価格を巡る実際の紛争又は潜在的な紛争を所定の原則に基づいて協力的に解決することを目的とした、従来からの調査プロセスの代替として活用できる任意の制度です。

歳入手続通達2015-41に、事前確認・相互協議プログラム(Advance Pricing and Mutual Agreement program)部局への事前確認の申請手続きに関する指針が示されています。具体的には、歳入手続通達2015-41の付属書のセクション3.03に、事前確認の種類ごとに手数料がまとめられています。今般の発表では、IRSは次の通り同手数料を大幅に引き上げています:

	歳入手続通達 2015-41	2018年7月 1日以降の 事前確認申請	2019年1月 1日以降の 事前確認申請
新規事前 確認	US\$60,000	US\$86,750	US\$113,500
事前確認の 更新	US\$35,000	US\$48,500	US\$62,000
少額事案の 事前確認	US\$30,000	US\$42,000	US\$54,000
事前確認の 改定	US\$12,500	US\$17,750	US\$23,000

今後の影響

事前確認は、移転価格を巡る係争リスクをユニラテラル(一国)ベースで又はバイラテラル(二国間又は複数国間)ベースで管理するのに役立つ手段です。何よりも、事前確認により不確実性が解消されるうえ、相互協議を伴う事前確認においては、二重課税の可能性を排除することができます。事前確認にはまた、移転価格の算定を巡りペナルティを賦課されるリスクを解消する、毎年作成する移転価格文書の代用になるというメリットのほか、事前確認に係る取引について、不確実な税務ポジション(Uncertain Tax Position)に係る引当金計上を不要にするという利点もあります。事前確認に係る手数料引き上げの発表は納税者にとっては歓迎できるニュースではありませんが、以上のような主なメリットを踏まえると、今般の値上げの発表を判断材料にして、事前確認を申請するか否かを判断することにはならないでしょう。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

EY税理士法人

須藤 一郎
佐藤 佳子

パートナー
エグゼクティブ ディレクター

ichiro.suto@jp.ey.com
yoshiko.sato@jp.ey.com

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンド コミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180228

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp